

令和3年度第2回国分寺市緑化推進協議会

日時 令和3年7月12日(月) 午前9時30分～11時30分
場所 第1庁舎3階 第1・2委員会室

次 第

1. 開 会

2. 建議について

3. 諮問事項

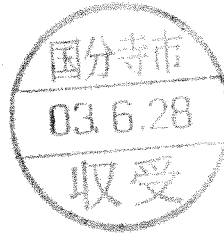
① 国分寺市緑の基本計画実施計画達成状況の進行管理について

4. その他

質疑調査表

第2回緑化推進協議会 資料1

通番	担当課	調査事項	回答
4	緑と建築課	R 2 年度実績に所有者に維持管理の依頼を継続実施したとあるが、適切に維持管理されていることを確認しているのか。また、近年発生しているナラ枯れの対策についても所有者に助言してほしい。	毎年度、保存樹林地の所有者に対して補助金の交付手続を行う際、現地を確認しています。また、ナラ枯れについては、今年度、ナラ枯れそのものについての理解を得られるよう周知すべく、コナラとクヌギの樹木を所有している保存樹林地及び保存樹木の所有者に対して、6 月に情報提供しています。今後は、発生状況の把握と対処法の助言等に努めていきたいと思っています。
7	ふるさと文化財課	R 2 年度実績で、コロナ禍で名勝・天然記念物の訪問調査を実施しなかったが、この調査はどういうものなのか。コロナ禍で調査の実施が難しかったのか教えてください。	屋敷林の調査として個人宅を訪問し、樹木の位置、種別、樹高、幹周を調べるものです。野外での調査にはなりますが、市職員と文化財調査専門員の3～4 名で訪問しますので、市民の方からすると抵抗感があるのではないかと考え、調査を控えることといたしました。
10	学務課	R 2 年度実績で、中学校学校給食の地場産野菜使用率はどのくらいなのか教えてください。	・地場産野菜使用率 約12%（令和2 年度実績） ・中学校給食においては、調理委託事業者が約2,000 食分のお弁当給食を調理場（日野市）から配送しており、小学校給食の自校式調理とは状況が異なります。委託事業者においても、地場産野菜の使用については、可能な限り発注を行っています。しかしながら、大量発注となるため、天候や時期により使用予定の野菜が用意できないことがあります。
20	環境対策課	R 2 年度実績について以下の質問への回答を教えてください。 ・姿見の池上流と下流で年1 回分析調査を行っているが、これはR 1 年度も行っており毎年度やるものとして目標値に入れられなかったのか。 ・井戸水調査の対象に東京都の井戸も含まれるのか。 ・有機フッ素化合物の調査を行ったが、これは新たに実施したものか。	・池水の調査として姿見の池上流、下流で毎年度調査しています。目標値の記載漏れですので、R 3 年度目標値に追記をお願いします。 ・井戸水の調査には、東京都の井戸は含まれていません。 ・有機フッ素化合物調査は、令和元年度に防災安全課において、むかしの井戸について実施しました。経年変化を確認するため、令和2 年度は環境対策課において実施しました。
24	まちづくり計画課	・R 2 年度実績について、目標に対しての記載をお願いします。具体的には、動植物調査後の経年変化の実態把握はできたのか。また、生物多様性の保全施策に向けて市内の生きものの把握の検討状況について教えてください。 ・評価2 になっているのは、コロナ禍でのイベント中止が理由なのか教えてください。	・市民活動団体の協力を得て、国分寺姿見の池緑地保全地域において植物相調査結果の情報提供があり、予定していた実態把握はできたと考えています。 - R 2 年度目標値に記載の「また、動植物調査の実績につきまして、・・・検討を行っていきます。」については、検討の結果、2 回目の動植物調査を令和5 年度に実施（予定）し、その結果を基に生物多様性地域戦略を策定することとしました（国分寺市総合ビジョン後期実行計画に位置付け）。調査内容については、他市の状況を参考にし、国・東京都の動向を踏まえ更に検討していきます。 ・コロナ禍でのイベントや広報等の中止に伴い評価2 としました。



令和3年6月25日

国分寺市長 井澤 邦夫 様

国分寺市緑化推進協議会

会長 渡 辺 誠

国分寺市内の樹林地の樹木流行病（ナラ枯れ）緊急対策について
（建議）

「国分寺市緑の基本計画実施計画」（平成29年度～32年度）に掲げる施策4番の「樹林地の適切な維持・管理」に関し、国分寺市の緑の保護と推進に関する条例第5条第3項の規定に基づき、下記事項について建議します。

記

1 建議事項

昨年度、東京都の各地でナラ枯れが発生して、多くの樹木が枯死し、被害拡大を防ぐために伐採されました。国分寺市周辺や一部の市内でも、ナラ枯れは発生しており、被害の急速な拡大が懸念されます。被害を防ぐには、6月頃から繁殖する成虫を未被害の木にうつさないことが重要です。そのためには、枯れてしまった木の適切な処分や未被害木の防護をする必要があります。公有地と民有地のそれぞれの樹林地について、適切に樹木が管理され、市内の緑が守られるよう対応願います。